

令和5年度 富津市第3子以降学校給食費無償化事業のおしらせ

令和5年4月1日から市独自に扶養の条件を緩和しました。対象者の詳細は裏面をご確認ください。



多子世帯の子育て世帯に対する経済的負担の軽減のため、第3子以降の義務教育機関における富津市立小中学校の学校給食費を無償化します。

このお知らせは、無償化の対象外となる方も含め、富津市立小中学校におけるすべての世帯に配布しています。

○ 無償化の対象となる保護者

以下の①から③をすべて満たしている保護者が対象となります。



- ① 子が3人以上いること。
- ② ①の子のうち、上から第3番目以降の子が富津市立小中学校で給食の提供を受けていること。
- ③ 国や県及び市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていないこと。

対象者についての詳細は、裏面のフローチャートをご確認ください。

○ 申請手続き

「第3子以降学校給食費減免申請書」に記入例を参考に必要事項を記入してください。申請書と記入例は、市役所5階学校教育課又は富津市ホームページにて配布しています。

○ 提出書類

市ホームページはこちら⇒



- ・第3子以降学校給食費減免申請書
- ・保険証の写し（富津市立学校に在学している児童生徒及び未就学児の保険証の添付は必要ありません）

○ 随時受付

- ・お早めに提出をお願いします。

※遡及認定はいたしません。決定通知書の減免開始日から無償化期間となります。

○ 提出先・問い合わせ先

富津市役所学校教育課給食係 電話：0439 - 80 - 1343
〒293 - 8506 富津市下飯野 2443 番地



ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください

